

Title	訴訟に求められる「認識の統合」
Author(s)	川崎, 富夫
Citation	年報医事法学. 24 P.9-P.14
Issue Date	2009
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/2910
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

訴訟に求められる「認識の統合」

川崎富夫

1 はじめに

訴訟は原告と被告双方のもつ「認識の相違」を以て始まる。だが法廷は、この「認識の相違」を解消させるものではない。民事訴訟では「係争事実は当事者の提出する証拠のみにより認定」される。そのため、使える可能性がある証拠と言葉が、極限までも駆使されるからである。使用される尖鋭で断定的な言葉は、相手を傷つけて不信感をつのらせる。さらに判決において、事実の誤りは訂正されるが、言葉の言い過ぎは訂正されない。そのため、悪意に満ち溢れた言葉は相手に嫌悪のイメージを残す。マイナスイメージは、互いの社会の中で共有される。患者は司法を介し、医療への不信感を増し、医療者は司法を介し、患者そして社会への不信感を増す。「認識の相違」は、このようにして、結審に至っても解消せず、むしろ増幅する。「認識の相違」の増幅は、医療崩壊を推し進める結果につながる。民事訴訟の目的は紛争解決にある。「原告が民事訴訟を利用する目的を考慮し、他方、民事訴訟制度の設営者たる国家の利益をも尊重しているところから、民事訴訟の目的を矛盾無く説明できる（訴権論の紛争解決説）」とされるからである（伊藤真『民事訴訟法（第3版再訂版）』有斐閣、2006年、16頁）。そうすると「認識の相違」の解消もこの目的に含まれると理解できる。ここでは、原告と被告の間における「認識の相違」の存在と増幅機序を明らかにするとともに、まず医療と司法の間において「認識の統合」に至る方法を考えたい。

2 方法

多義図形

「認識の相違」は、抽象的、相対的概念であるので、捉えどころがない。この概念を感じ取るのに必要な感性は、人ごとに異なるから扱い難い。解決を図ろうとすれば、次の二つの要件が必要となる。一つは「認識の相違」を誰もが共通かつ容易

に認識できること、つまりその相対性を皆で同じく実感できる手段があることである。もう一つは、「認識の相違」を放置できないと自覚できること、つまりその解消を誰もが願ひ真剣に考えることである。そこで多義図形を使用し「認識の相違」の本質を明らかにする。多義図形とは、視覚を通して認識の存在に迫るもので、一つの図形が見方によって二つ以上の意味をもつよう作られた図形である。認識の変容を規則性を以て捉えることができるように、連続画像の多義図形として、フィッシャーの「男と少女」を選択した (Fisher GH., "Preparation of ambiguous stimulus materials." Perception & Psychophysics, No.2, 421-422, 1967)。左右の両側に単純化した象徴画像を置き、その間の一連の画像に、微妙に変化する変容画像を置くものである (【図1】)。このような両極端の性格をもつ画像によって「認識の相違」を際立たせる。つまり「認識の相違」をモデル化し、誰もが共通かつ容易に認識できるようにしてある。しかも連続画像ゆえ、認識が相対的なものだという事まで表現する。また、「認識の相違」を放置できないという自覚を得る目的でポストン=スチュアートの図を選択した (【図2】)。

3 結果と結論

履歴効果

フィッシャーの「男と少女」を、順に左端から見ていく。男の顔と認識できる画像が、左から右に進むにつれ、その強い特徴を次々と消し去る。認識のぶれが生じ、曖昧模糊となり、突如として少女の姿となる。逆に右端の絵から左へ見ていくと、やはり同様のことが起こる。一連の画像は、左の男の印象と、右の少女の印象の、綱引き状態になっている。対象は絵であるが、ヒトが認識するのは絵の背景にある概念である。両端の絵は、共に印象深い絵であるが、白黒濃淡で表現された単なる描線の集合に過ぎない。男の顔あるいは少女の姿と認識したのは、見る側の勝手な感性である。絵を見るヒトは絵を介し、自らの心の世界に意味を付加する。心の中に男の顔、あるいは少女の姿を認識する。

司法の有様と実によく似ている。原告と被告の主張自体、概念の争いである。ヒトが認識するのは訴状の文言や訴えの言葉ではない。主張の背景に主張を形成する



【図1】

概念があり、その概念を争う。多義図形も法廷闘争も、認識形成の過程は同じである。

絵を左から右に順に見る。男の顔から少女の姿へ、突如変化する。その認識の変換点は黒丸(●2)のところである。次に右から左に順に見る。少女の姿は男の顔へ、突如黒丸(●1)の所で変化する。つまり二つの黒丸(●)とその間の絵は、左から見ると男の顔に認識し、右から見ると少女の姿に認識する。同じ絵であるが、見る方向で認識に変化が生じる。これは左から見ると、男の顔の強い印象に引きずられ、認識変化が始まるのが右にずれる。逆に右から見ると、少女の姿の強い印象に引きずられ、認識変化が始まるのが左にずれる。つまり最初にイメージした概念に、認識が引きずられることを意味している。この現象は履歴効果(ヒステリシス効果)と呼ばれる。

日常的には先入観や刷り込みとして、よく見受けられる現象である。例えば、最初に罪ありと逮捕されてしまうと、たとえ不起訴になっても、あとあとまで犯罪者ではないかと「いつまでも色眼鏡で」見られてしまう。このような履歴効果は、付和雷同され簡単に周囲に植え付けられてしまう。マスコミの先走り発言と、その後の大衆操作とは、このようなことが簡単に起こることを示している。

大脳の高次機能

絵のもつ優れた表現力は、現実の人物や写真でもないのに、絵の背景に男の顔や少女の姿を概念として鮮明に認識させる。絵の微細な構成が少々変化しても、記憶として確定された概念は、なかなか変化しない。これはヒトのもつ素晴らしい概念把握能力である。記憶として一旦獲得された認識は、いつまでも既成の概念を引きずっていく。眼前の刻々と変化する絵に対し、認識自体が刻々と追隨するわけではない。履歴効果とは、このようにして生じる作用である。

記憶と密接に関わる履歴効果は、ヒトの大脳の正常な生理学的反応である。前頭前野の認知領域が推論作業を行なう際、海馬の記憶領域から順々に記憶を呼び戻す。その過程で、履歴効果に関連付けられた記憶が、最初に参照されてくる。この記憶の想起方法は、日常生活でもよく見られる。例えば記憶としての再現率が高いつも高いのは、直前の事象であり、慣れ親しんだ事象である。そのような既存の記憶が次々と再現され、既存の概念が連鎖を結ぶ。各自の思考パターン、行動パターンは既存のままに決定され、拠って立つ個としての立場が強化される。

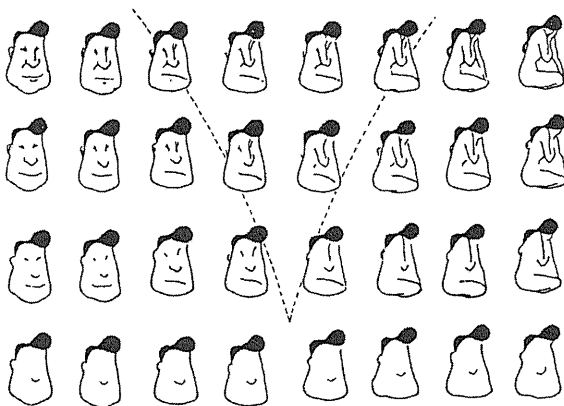
特に鑑定の対象となる訴訟では、原告と被告に極端な「認識の相違」が存在する。立場が対立するのは、双方に言い分があるからである。一方の立場から他方の言い分が理解できないのは、履歴効果の影響である。認識の変換点が双方で一致せず、互いに相手方の領域に深く食い込んでいるからである。この履歴効果はヒトが

ヒトであろうとするほど、知的であればあるほど、強くあらわれる。固有の概念を、いっそう強く刻印するからである。見る方向により認識が異なるとは、立場の違いから生ずる「認識の相違」そのものである。立場によって記憶する事象は異なり、連鎖する概念も異なるから、脳内に惹起する世界像は互いに異なる。「認識の相違」が起こるのは当然である。

記憶

記憶とは、過去の経験が何らかの形で残され保存されていることをいう。記憶の4要素とは、記銘（新しく知覚したこと体験したことを覚え込む機能）、保持（記名されたものを保持する機能）、追想（保持されていたものを思い出す機能）、再認（追想されたものが記銘されたものと同じであることを確認する機能）、である。記憶においては、情報が完全に一致していなくても、印象深い点が一致しているだけで、同一のものと再認され記憶の上書きが起こる。それが順次更新される結果、記憶は安定したものになる。そして同時に履歴効果が生まれる。これに対して、微細な点の変化に特に注目が向けば、僅かな違いが新たな知覚として記銘され、新しい記憶として入力される。これが発想の転換で、新しい観念・理論・発見につながる。

【図1】の●印は認識の変換点を示すものであり、ここでは急激な認識の変化（カタストロフィー的変化）が生じる。【図2】は【図1】を順次簡略化させたもので、上段から下段へ絵は簡略化する（T.ポストン／I.スチュアート『カタストロフィー理論とその応用／応用編』〔訳者代表＝野口広、共訳者＝伊藤隆一・戸川美郎〕サイエンス社、244-245頁、1978）。点線は【図1】の二つの黒丸（●）に相当



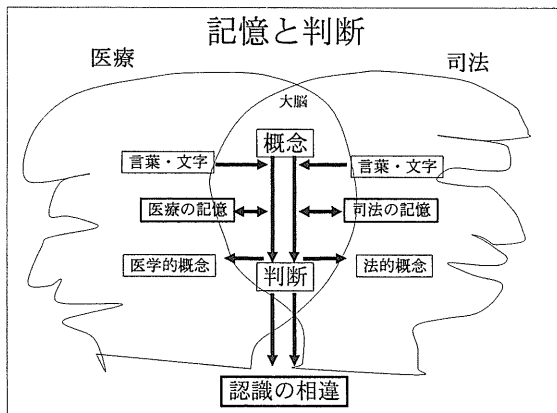
【図2】

する認識の変換点を示す。下列の単純な絵の場合、履歴効果の影響は認められない。上段の列にいくほど絵が詳細になり、絵のもつ意味がはっきりと認識できる。それに伴い履歴効果が強まり、点線の幅が広がる。もしもさらに絵が詳細かつ精緻になれば、点線の幅はいっそう広がる。そして点線の幅が広がれば広いほど、履歴効果は強くあらわれ、同時にカスτροφイー的变化量も大きくなる。

このことを司法の場に戻せば、様々な証拠を集め自らの正当性を際立たせ、自己の立脚点を明確にすればするほど、かつそれを詳細かつ頑強に語れば語るほど、この「認識の相違」は深刻となる。裁判においては、原告も被告も自らの主張を強化するので、カスτροφイー的变化がおこれば巨大な憤怒と怨嗟へと転換する。相互理解には結びつかない。「認識の相違」の助長は、原告と被告の認識自体に原因があるわけではない。むしろ司法制度そのものの中に、その紛争処理システムの中に、根本の原因がある。つまり司法は、紛争の裁定を行なうだけで、紛争の解消（解決と融和）に、その方向性を向けていない。社会が進む中、医療紛争で今のような訴訟形態を続ける限り、この「認識の相違」は広がるばかりである。それに依り医療と社会の相互認識は益々乖離して、人々の医療に対する信頼はさらに低下するだろう。そして「認識の相違」の増幅が司法制度の中で生じることに注目すれば、これが解決されない限り、その影響は次に司法にもおよぶと考えられる。

医療と司法の「認識の相違」

医師と患者との関係を、医療と司法との関係に置き換えてみる（【図3】）。向かって左を向く医療側は、データとして入力される文字や言葉の情報を、既成の医療の思考経路に沿い、医学的大系の中で、その概念を構築する。脳内には、新たな医



【図3】

療データとして残留していく。向かって右を向く司法側も、同じ入力情報に対して、既成の司法の思考経路に沿い、法的大系の中でその概念を構築する。脳内には、新たな司法データとして残留していく。双方の論理思考経路と概念が微妙に異なるため、導かれる判断は異なっていく。そして「認識の相違」が生じる。これを解消するためには、医療と司法の思考経路の一致が必要である。思考経路の一致は、同じ問題を同じ視線で見るとき初めて可能となる。このとき、「専門家」は、自らの立場を詳細に語るが、「認識の相違」を説明するものではない。視線の一致は、医療と司法が互いに「専門家」役割をいったん離れたときに、白衣と法衣を横に置いたときに、はじめて可能になる。視線を一致させる努力は、より豊かな形での相互理解へと進み、互いの概念の統合に至ると考えられる。

4 結 語

現在、裁判員制度が開始されようとしており、司法は社会との「認識の統合」を迎えようとしている。医療と司法においても、同じ視線を意識することが大切である。医学部は13世紀イタリアにおいて法学部から分離して誕生したものであり、それぞれの学問大系は根幹を同じくする。医療と司法が「認識の統合」に向かうことは、それほど困難ではないであろう。そして思考経路の統合は、新しい学問大系の成立につながるものと期待できる。

【謝辞】 本研究の骨子はL&T論文(No.37, 29-37頁, 2007)に基づきます。他誌への改変出版を快諾いただきました民事法研究会に感謝いたします。また、常に励ましと暖かいご助言をいただきます(医)厚生医学会理事長の大西俊輝博士に心から感謝いたします。なお、この研究は厚生労働科学研究費補助金を受けて行いました。

(筆者は大阪大学大学院医学系研究科外科学)